

香川県共同募金会広域助成基準

香川県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の広域助成は、本会助成規程に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

【小規模作業所等整備事業】

1 目的

障害者を対象とする小規模作業所、特定非営利活動法人又は一般社団法人の経営にかかる障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター（Ⅲ型・基礎的事業のみ）の整備事業について、助成を行う。

2 助成対象施設

- (1) 心身障害者小規模通所作業所
- (2) 障害者福祉サービス事業所
 - ①生活介護
 - ②自立訓練（生活訓練）
 - ③就労継続支援B型
 - ④多機能型（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型）
- (3) 児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）
- (4) 地域活動支援センター
 - ①Ⅲ型
 - ②基礎的事業

3 助成対象要件

- (1) 設立後1年以上継続した活動実績を有すること。
- (2) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの。
- (3) 代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること。
- (4) 規約を整備していること。
- (5) 適正な経理事務が行われていること。
- (6) 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること。

4 助成対象の欠格要件

- (1) 本会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの

5 助成対象事業

- (1) 作業所等の改修事業
- (2) 作業所等の運営上必要な機器・備品の整備事業
- (3) 福祉車両の整備事業

6 助成対象経費

- (1) 機器整備は、取付け工事費を含む。
- (2) 車両の整備は、車両本体、基礎的付属品及び共同募金助成プリント経費を対象とする。

7 助成対象としない経費

- (1) 土地及び建物の購入経費
- (2) 借入金の償還
- (3) 施設の事務用機器の整備
- (4) 中古機器の整備
- (5) リサイクルに要する費用
- (6) 車両の登録諸費用、税金及び保険等

8 助成率

対象事業費の10分の9以内

9 助成限度額

10万円～100万円

10 助成の制限

- (1) 2年連続助成している作業所等には助成は行わない。
- (2) 一法人（団体）に対して一施設の助成とする。